

仕事と税



住民税

個人県民税

個人市町民税

住民税は、県内の市町に、住所や事務所、家屋敷（いえやしき）などがある個人や、事務所などがある法人に課される税金で、県民税と市町民税をあわせて一般に「住民税」と呼ばれています。県や市町で行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、広く住民（法人を含みます。）に負担してもらい、その負担を通じて行政の運営に参加してもらおうという趣旨で設けられた税金です。

個人の住民税は、前年の所得金額に応じて課される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課される「均等割」、預貯金の利子等に課される「利子割」（県民税のみ）、一定の上場株式等の配当等に対して課される「配当割」（県民税のみ）、所得税において源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡による所得に対して課される「株式等譲渡所得割」（県民税のみ）からなっています。

個人の県民税と市町民税の「均等割」と「所得割」は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者にとっても便利なように、市町が県民税と市町民税とをあわせて課税し、これらを一括して市町に納めていただく制度になっています。

県は、そのための取扱費用を市町に支払い、県民税相当分を受け取ります。

1 納める人は

○ 住民税を納める人（納税義務者）

- 個人の住民税の納税義務者は、次のとおりです。

区 分	均等割	所得割
1月1日現在、県内に住所のある人	○	○
1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人	○	—

○ 住民税が課税されない人

- 均等割も所得割もかからない人

① 生活保護法による生活扶助を受けている人

② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

※ ②に当てはまる場合でも退職所得にかかる分離課税の所得割は課税されます。

- 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、一定の基準（※）に従い市町の条例で定める額以下の人

（※） 一定の基準は、市町によって異なります。詳しくは、各市町にお問い合わせください。

- 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計が、35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて10万円を加算して得た金額（同一生計配偶者または扶養親族がある場合には、32万円を加算した金額）以下の人

2	納める額は
---	-------

○ 均等割

年額	県民税 1,800 円 ^{※1} + 市町民税 3,000 円
----	--

- ※1 個人の県民税の税額は、「琵琶湖森林づくり県民税」800 円を含んだ額となります。
滋賀県では、水源かん養や県土保全など、私たちの生活に欠かすことのできない森林の公益的な機能を維持、増進していくため、平成 18 年 4 月から「琵琶湖森林づくり県民税」を導入しました。（63 ページの琵琶湖森林づくり県民税をご覧ください。）
- ※ 住所地の市町以外に事務所などがある人は、住所地の市町のほかに、事務所などがある市町でも均等割が課税されます。（8 ページの納税義務者の表をご覧ください。）
- ★ 令和 6 年度から国内に住所のある個人に対して森林環境税（国税）が課税され、県民税および市町民税と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

○ 所得割

● 所得割の計算方法

所得割の税額は、一般には次のような方法で計算されます。

$\frac{\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$
--

退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得などについては、特別の税額計算が行われます。（退職所得については、19 ページをご覧ください。）

○ 税率

県民税	（一律）	4%	市町民税	（一律）	6%
-----	------	----	------	------	----

国から地方への税源移譲があり、平成 19 年度分から個人住民税の所得割の税率が、5%・10%・13%（県民税 2%・2%・3%）の累進課税方式から、一律 10%（県民税 4%）となりました。

○ 所得金額とは

所得割の税額計算の基礎となるものです。所得の種類は次の 10 種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。住民税は前年中の所得を基準として計算されますので、例えば令和 6 年度の住民税では、令和 5 年中の所得金額が基準となります。

なお、給与所得の場合には、必要経費に相当するものとして給与所得控除がありません。

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子の所得	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当などの所得	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	土地、建物などの貸付による所得	収入金額 - 必要経費
4	事業所得	事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
5	給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額 - 給与所得控除額（表 1 参照）
6	退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
7	山林所得	山林の立木などを譲渡したときの所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
8	譲渡所得	土地などの資産を売った場合に	収入金額 - 資産の取得価額などの経費

	(長期・短期)	生じる所得	－特別控除額
9	一時所得	クイの賞金などの一時的な所得	収入金額－必要経費－特別控除額
10	雑所得	公的年金や他の所得に当てはまらない所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(表2参照) ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

(注)・所得金額の計算上、長期譲渡所得および一時所得については、その金額の2分の1が対象になります。

- ・一定の上場株式等の配当等について、県民税配当割が特別徴収の方法により課税されます。

(表1) 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
～1,800,000円	収入金額×40%－100,000円 550,000円に満たない場合は、550,000円
1,800,001円～3,600,000円	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円～6,600,000円	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円～8,500,000円	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円(上限)

(表2) 公的年金等控除額

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者で130万円以下	600,000円
65歳以上の者で330万円以下	1,100,000円
65歳未満の者 1,300,001円～4,100,000円	公的年金収入の合計額×25% ＋275,000円
65歳以上の者 3,300,001円～4,100,000円	
共通 4,100,001円～7,700,000円	公的年金収入の合計額×15% ＋685,000円
共通 7,700,001円～10,000,000円	公的年金収入の合計額×5% ＋1,455,000円
共通10,000,001円～	1,955,000円

(注)・公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

- ・年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり公的年金等控除額が引き下げられます。
 - ①他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合：10万円
 - ②他の所得が2,000万円超の場合：20万円

○ 所得控除とは

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

種 類	控 除 額	備 考										
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険等により補てんされた金額)－ (総所得金額等×1/10) ② 災害関連支出の金額－5万円											
2 医療費控除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－ {(総所得金額等×5/100)または10万円のいずれ か少ない金額} (限度額200万円) ※スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を選択 する場合 (特定一般用医薬品等購入費)－1万2千円 (限度額8万8千円)	「保険等により 補てんされた額」 には、健康保険・ 共済組合等から の給付金や自賠 責保険・損害保 険・生命保険契約 に基づき補てん された額などが あります。										
3 社会保険料控除	支払った額											
4 小規模企業共済 等掛金控除	支払った額											
5 生命保険料控除	次のA～Cの合計額(上限70,000円) A: 一般生命保険料控除… 下記(1)～(3)のいずれか により計算した額(選択制) B: 個人年金保険料控除… 下記(1)～(3)のいずれか により計算した額(選択制) C: 介護医療保険料控除… 下記(1)により計算した 額 (1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契 約等)に係る控除額 <table border="1" data-bbox="443 1556 1166 1861"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った金額	控 除 額	12,000円以下	支払金額	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000 円	56,000円超	一律28,000円	支払った保険料 ＝保険料の金額 －剰余金等
支払った金額	控 除 額											
12,000円以下	支払金額											
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円											
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000 円											
56,000円超	一律28,000円											

	<p>(2)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除額</p> <table border="1" data-bbox="443 293 1173 584"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額 (1)に基づき算定した新契約に係る控除額と(2)に基づき算定した旧契約に係る控除額の合計額(上限28,000円)</p>	支払った金額	控除額	15,000円以下	支払金額	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	
支払った金額	控除額											
15,000円以下	支払金額											
15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円											
40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円											
70,000円超	一律35,000円											
<p>6 地震保険料控除</p>	<p>①支払保険料のすべてが地震保険契約等に係るものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払った保険料の金額×1/2 (上限25,000円) <p>②支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が</p> <p>ア 5,000円以下の場合…支払った保険料の全額 イ 5,000円を超え15,000円以下の場合… (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ウ 15,000円を超える場合…10,000円</p> <p>③支払保険料のうち、地震保険契約等に係るものと長期損害保険契約等に係るものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①および②に準じて計算した金額の合計額 (上限25,000円) <p>[計算例] 地震保険料 40,000円 長期損害保険料 10,000円 (地震保険料) (長期損害保険料) 40,000円×1/2 + 10,000円×1/2+2,500円 =27,500円 → 25,000円 …… 地震保険料控除額</p>	<p>「長期損害保険契約等」とは、保険期間や共済期間が10年以上で、満期返戻金などがあるものをいい、平成18年度末までに締結した契約について、改正前の規定が適用されます。</p>										
<p>7 障害者控除</p>	<p>障害者である納税義務者、控除対象配偶者および扶養親族1人につき…26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)</p>											
<p>8 ひとり親控除</p>	<p>30万円</p>											
<p>9 寡婦控除</p>	<p>26万円</p>											

<p>10 勤労学生控除</p>	<p>26 万円</p>	<p>合計所得金額が 75 万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の学生・生徒にのみ適用されます。</p>																																																	
<p>11 配偶者控除</p>	<p>納税義務者に控除対象配偶者がある場合に適用されます。</p> <p>控除対象配偶者→同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者 ※同一生計配偶者→納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の所得がない人、または前年の所得が 48 万円以下の人</p> <p>● 納税義務者の前年合計所得による控除金額</p> <p>控除対象配偶者が老人（70 歳以上）の場合、控除金額は（ ）内の金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="475 929 1174 1104"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円（38 万円）</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円（26 万円）</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1000 万円以下</td> <td>11 万円（13 万円）</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除金額	900 万円以下	33 万円（38 万円）	900 万円超 950 万円以下	22 万円（26 万円）	950 万円超 1000 万円以下	11 万円（13 万円）																																										
合計所得金額	控除金額																																																		
900 万円以下	33 万円（38 万円）																																																		
900 万円超 950 万円以下	22 万円（26 万円）																																																		
950 万円超 1000 万円以下	11 万円（13 万円）																																																		
<p>12 配偶者特別控除</p>	<p>● 合計所得金額に応じた控除額</p> <table border="1" data-bbox="443 1189 1174 2085"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">配偶者の合計所得金額</td> <td>48 万円以下</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> </tr> <tr> <td>48 万円超 100 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 125 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>125 万円超 130 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>130 万円超 133 万円以下</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>133 万円超</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の納税義務</p>			納税義務者の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下	配偶者の合計所得金額	48 万円以下	0 万円	0 万円	0 万円	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	133 万円超	0 万円	0 万円	0 万円	
				納税義務者の合計所得金額																																															
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下																																															
配偶者の合計所得金額	48 万円以下	0 万円	0 万円	0 万円																																															
	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																															
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																															
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																															
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																															
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																															
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																															
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																															
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																															
	133 万円超	0 万円	0 万円	0 万円																																															

	者に合計所得金額133万円以下の控除対象配偶者以外の配偶者がいる場合、その人の総所得金額から上記の区分に応じた金額を控除します。	
13 扶養控除	控除対象扶養親族（16歳以上の扶養親族）一人につき、次に掲げる金額 ● 一般の控除対象扶養親族 ……33万円 ● 特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人） ……45万円 ● 老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち70歳以上の人） ……38万円 ● 同居老親等（老人扶養親族のうち、自己または配偶者の直系尊属で同居している人） ……45万円	
14 基礎控除	43万円（所得制限あり）	

○ 税額控除とは

税額を算出した後でその税額から差し引く額のことです。住民税には次の5つがあります。

(1) 調整控除

平成19年から実施された所得税から住民税への税源移譲により創設されたものです。

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があるため、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

そのため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額（調整控除）することにより、納税者の税負担が変わらないようにしています。

[控除額]

ア 住民税の合計課税所得金額（所得控除後の課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合

次のa、bのいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市町民税3%）

- a 人的控除額の差の合計額
- b 合計課税所得金額

イ 住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

aからbを控除した金額（5万円未満の場合は、5万円）の5%（県民税2%、市町民税3%）

- a 人的控除額の差の合計額
- b 合計課税所得金額から200万円を控除した額

(2) 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

ア 1千万円以下の部分の金額の利益の配当等に係る配当所得については、
県民税1.2% 市町民税1.6%

イ 1千万円を超える部分の金額の利益の配当等に係る配当所得については、
県民税0.6% 市町民税0.8%

なお、証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得については、別に控除率が定められています。

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年度の住民税から控除（減額）することができます。

[対 象]

平成 11 年から平成 18 年まで、または平成 21 年から令和 7 年 12 月までの入居者

[適用期間]

平成 22 年度分から令和 20 年度分までの個人住民税について適用されます。

（入居した年の翌年度から最大 13 年間適用されます。）

[控 除 額]

次の a、b のいずれか少ない方の金額

a 所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額

b 所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じた額（97,500 円が限度）※

※ 住宅の入居時期が平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの間であって、消費税率が 8% または 10% である場合は、課税総所得金額等の額に 7% を乗じた額（136,500 円が限度）

[手 続]

市町への申告は、不要です。

※ この控除の適用を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受ける必要があります。

〈従前の税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除について〉

平成 11 年から平成 18 年までに入居した人については、山林所得や退職所得を有すること等により、平成 21 年度の税制改正で創設された上記の住宅ローン控除による控除額が、従前の税源移譲に伴う住宅ローン控除による控除額より小さくなる場合があるため、市町へ申告することにより従前の税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けることができます。

(4) 寄附金税額控除

地方公共団体や一定の団体等に寄附した金額がある場合は、その寄附金額の一定額が税額から差し引かれます。控除対象となるのは①から④の寄附金です。

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（国への寄附金は対象外）

→いわゆる「ふるさと納税」と言われるものです。

② 住所地の都道府県共同募金会および日本赤十字社支部への寄附金

（注）総務大臣の承認を受けたものまたは総務大臣が定めたもの

③ 所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、都道府県や市区町村が条例で指定する寄附金

（注）指定される寄附金は、都道府県や市区町村によって異なります。

滋賀県における条例指定寄附金

滋賀県では、県民税の控除対象となる寄附金として、所得税の控除対象寄附金のうち、県内に事務所等を有する公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定 NPO 法人などへの寄附金を指定しています。

市町民税については、各市町の条例によります。

④ 認定 NPO 法人以外の NPO 法人のうち、都道府県や市区町村が条例で指定する寄附金

(注1) 指定される寄附金は、都道府県や市区町村によって異なります。

(注2) 所得税の寄附金控除の対象にはなりません。

[控除額]

1 基本控除額

(寄附金の合計額^{※1} - 2千円) × 4% ~ 10%^{※2}

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

※2 上記③、④の寄附金については、都道府県のみ指定した場合は4%、市区町村のみ指定した場合は6%、両方が指定した場合は10%となります。

(上記①、②の寄附金は10%です。)

2 特例控除額

都道府県、市区町村に令和5年1月1日以降に寄附(「ふるさと納税」)をした場合は、令和6年度の住民税から、基本控除額に、住民税所得割額の2割を限度として、次の方式で計算した額がさらに控除されます。

これにより、寄附金額の2千円を超える部分については、所得税分(所得控除)とあわせて、全額控除される仕組みになっています。

(対象寄附金額の合計額 - 2千円) × (90% - 0~45%^{※3})

→ 寄附者に適用される所得税の限界税率

※3 平成26年度から令和20年度までの間は、所得税の限界税率に1.021を乗じた率となります。

3 申告特例控除額

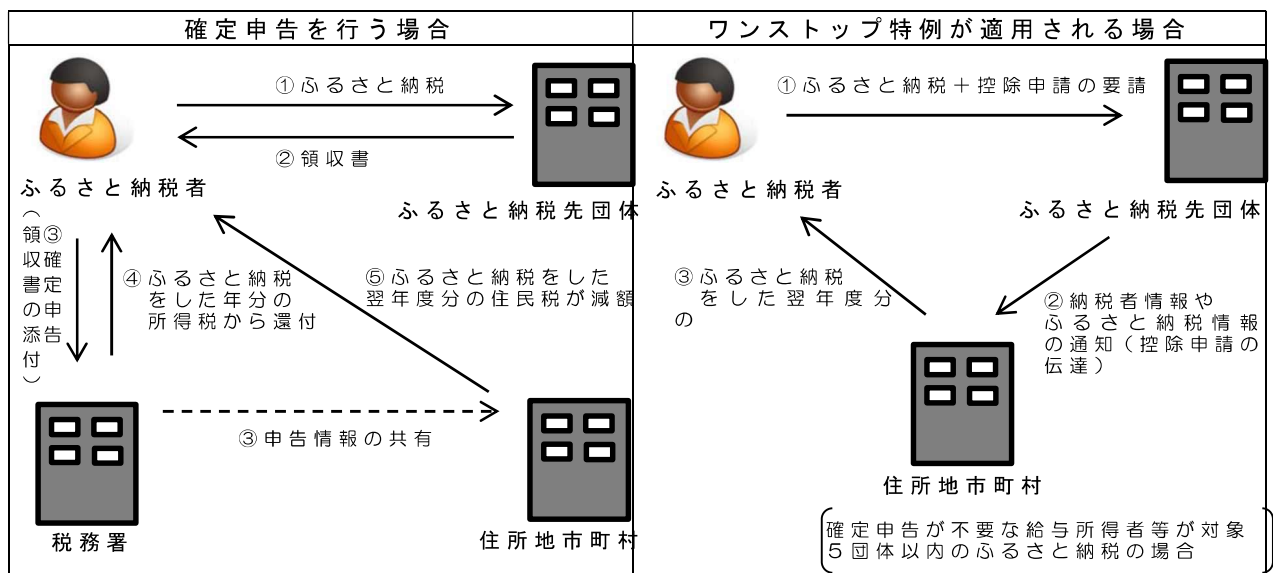
給与所得者等で、確定申告の必要のない者が、「ふるさと納税ワンストップ特例制度(※)」の適用を受けた場合は、所得税控除分相当額の5分の2が道府県民税から、5分の3が市町村民税からそれぞれ控除されます。

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県または市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できる制度です。

要請を受けた寄附先の都道府県または市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知します。

なお、寄附者が確定申告を行った場合または5団体を超える都道府県または市区町村に寄附を行った場合は、この特例は適用されません。



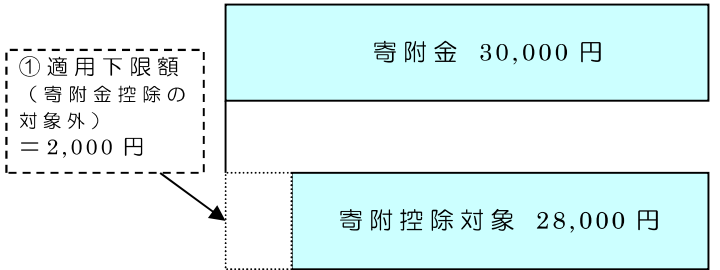
【控除額の計算イメージ（都道府県、市区町村に寄附を行った場合）】

- ① 都道府県、市区町村に対する寄附金から 2,000 円を引きます。
※対象寄附金額は総所得金額等の 30%が限度

給与収入 700 万円で夫婦子ども 2 人のケース

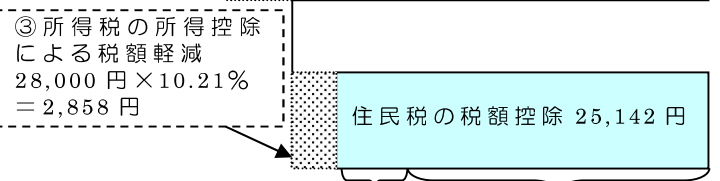
[所得税の限界税率 10% ・ 住民税所得割額 293,500 円]

- ② ①で求めた額に 10%を乗じます。
…[住民税の基本控除額]



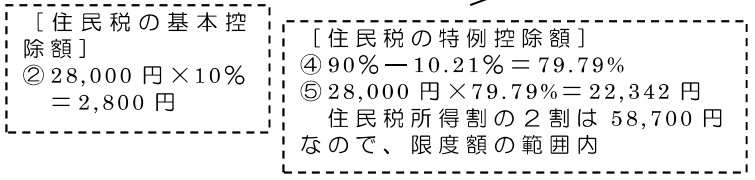
- ③ 所得税の税額軽減額（理論値）を求めます。
（夫婦子ども 2 人のサラリーマンの場合の所得税の控除率）

年収 概ね 600 万円まで	5.105%※
概ね 780 万円まで	10.21%※
概ね 1,200 万円まで	20.42%※
概ね 1,430 万円まで	23.483%※
概ね 2,380 万円まで	33.693%※
概ね 2,380 万円超	40.84%※



- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。
…[住民税の特例控除額]



※⑤の額は住民税所得割額の 2 割が限度
住民税の控除額 = ② + ⑤

※ 平成 26 年度から令和 20 年度までの間、復興特別所得税として所得税の限界税率に 2.1% を乗じた率となります。

(5) 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

○ 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割額または株式等譲渡所得割額を課されたときは、申告書を提出することによりその額が所得割額から控除されます。

なお、控除することができなかった金額については、納税者に還付または充当されます。

3 納める方法は

○ 申告

個人の住民税は、市町が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、市町が適正な課税を行うために、納税者から個人住民税の申告書を市町長に提出していただくことになっています。

● 申告をしなければならない人

市町内に住所のある人は、原則として毎年 3 月 15 日までに前年 1 年間の所得について申告書を提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告書を提出した人や次の①、②に該当する人は、申告の

必要はありません。

- ① 前年中の所得が給与または公的年金のみである人
- ② 前年中の所得が市町の条例で定める金額以下の人

※ 前年中の所得が給与または公的年金のみの方は、給与または公的年金の支払者から給与支払報告書または公的年金支払報告書が提出されますので、住民税の申告をする必要はないことになっています。ただし、雑損控除、医療費控除等（11～14 ページをご覧ください。）を受けようとする人は、そのための申告書を提出する必要があります。

- 申告書の提出先
納税者の1月1日現在における住所地の市町です。

○ 納税方法

個人の住民税の納税方法には、特別徴収と普通徴収の二つがあります。

- 給与所得者の場合

年税額を毎年6月から翌年5月までの12か月に分けて、勤務されている会社などの給与支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から引き去り、これを翌月の10日までに市町に納入していただくことになっています。

これを特別徴収といい、給与支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与明細などで一度確認してみてください。

- 事業所得者等の場合

市町から各個人あてに直接送付される納税通知書により、一般に6月・8月・10月・翌年1月（※）の年4回に分けて納税していただくことになっています。

これを普通徴収といい、口座振替により納めることも可能です。

（※ 納期は市町の条例により定められているため、異なる場合があります。）

- 公的年金等所得者の場合

65歳以上の公的年金等所得者については、一般に公的年金の支給をする年金保険者（日本年金機構等）が4月から翌年2月までの偶数月に支払われる公的年金から引き去り（特別徴収）し、これを翌月10日までに市町に納入していただくこととなります。

ただし、公的年金からの引き去りが始まる最初の年度は、年税額の半分を一般に6月、8月の2回に分けて市町から送付される納税通知書により、残りの半分を10月、12月、翌年2月に支払われる公的年金からの引き去りにより、それぞれ納めていただくこととなります。

- 年の途中で退職した場合の徴収

毎月の給与から住民税を特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの住民税の額は、次のような場合の他は、普通徴収の方法によって徴収します。

- ① その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、①に該当しない人の場合

（この場合は、本人の申出がなくても給与または退職金から、残税額が徴収されます。）

4 退職所得の特例

住民税の所得割は、前年中の所得について市町が税額を計算しますが、退職所得については、退職手当などの支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税金を引き去りして、これを市町に納入することになっています。

○ 税額の算出方法

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※1}) \times \text{住民税の税率} = \text{税額}$$

※1 役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の人に限り）の場合は、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置は適用されません。

役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員および地方議会議員、国家公務員および地方公務員のことをいいます。

○ 退職所得控除額

勤続年数	控 除 額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超える場合	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

（注）1 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

2 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

3 税額（県民税額、市町民税額）に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

○ 税率

県民税	（一律）	4%	市町民税	（一律）	6%
-----	------	----	------	------	----

[計算例]

勤続年数30年で退職し、20,306,632円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出について

1 退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (30 \text{年} - 20 \text{年}) = 15,000,000 \text{円}$$

2 退職所得の金額

(1) 2分の1を乗じる前の金額

$$20,306,632 \text{円} - 15,000,000 \text{円} = 5,306,632 \text{円}$$

(2) 2分の1を乗じた後の金額

$$5,306,632 \text{円} \times 1/2 = 2,653,316 \text{円}$$

→ 2,653,000円（1,000円未満の端数は切捨て）

3 退職所得に係る所得割額

（課税退職所得金額） （税率）

【県民税】 2,653,000円 × 4% = 106,120円

→ 106,100円（100円未満の端数は切捨て）

【市町民税】 2,653,000円 × 6% = 159,180円

→ 159,100円（100円未満の端数は切捨て）

知識チェック・ポイント！



わが家の住民税はいくら？

問題： わたしは令和6年5月20日にA町からB市へ引っ越しました。令和6年度分の住民税はA町かB市のどちらに納めることになるでしょう？

答え： 住民税の課される基準日は、1月1日現在お住まいになっていた市町となります。令和6年1月1日現在ではあなたの住所はA町にあったのですから、その後B市に引っ越したとしても、令和6年度分の住民税はA町に納めることになります。

問題： わたしの家族構成、令和5年中の収入等は下記のとおりでした。令和6年度分の住民税はいくらになるでしょう？（※但し、母親に係る住民税は市町村条例により非課税とします。）

家族構成 父親（40歳、会社員）、母親（39歳、パート）、わたし（17歳、無収入）、弟（11歳、無収入）

令和5年中の収支	}	収入金額（父親）	660万円
		収入金額（母親）	90万円
		社会保険料	38万円
		地震保険料	2万円
		生命保険料	21万円*



（うち個人年金保険料 10万円*）

※令和5年中に支払った保険料が、平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料のみの場合

答え

均等割 県民税 1,000円 + 琵琶湖森林づくり県民税 800円 = 1,800円… ①
 市町民税 3,000円 … ②
 （9ページ参照）

所得割 （収入金額 - 給与所得控除額 - 所得控除額） × 税率 - 調整控除
 （9ページ参照）

収入金額	660万円	}	基礎控除	43万円
- 給与所得控除額	△176万円		配偶者控除	33万円
（10ページ参照）			扶養控除	33万円
- 所得控除額	△155万円		社会保険料控除	38万円
（11～14ページ参照）			生命保険料控除	7万円
			地震保険料控除	1万円

課税所得金額 329万円

県民税所得割 329万円 × 税率4% = 131,600円…③

市町民税所得割 329万円 × 税率6% = 197,400円…④

(9ページ参照)

調整控除額

人的控除の差の合計額 150,000円

(一般配偶者5万円、一般扶養5万円、基礎5万円)

・県民税に係る額

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 2%

ただし、{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の値が5万円より小さいときは、1,000円…⑤

・市町民税に係る額

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 3%

ただし、{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の値が5万円より小さいときは、1,500円…⑥

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}

= 150,000円 - (3,290,000円 - 2,000,000円)

= △1,140,000円 < 50,000円

住民税所得割 県民税(③ - ⑤) 130,600円…⑦

市町民税(④ - ⑥) 195,900円…⑧

定額減税額 ※令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます

・県民税の定額減税額

(10,000円 × 人数) × 県民税所得割 ÷ (県民税所得割 + 市町民税所得割)

= 40,000円 × 130,600円 ÷ 326,500円

= 16,000円…⑨

・市町民税の定額減税額

(10,000円 × 人数) - 県民税所得割

= 40,000円 - 16,000円

= 24,000円…⑩

住民税合計額

県民税(均等割① + 所得割⑦ - 定額減税額⑨) + 市町民税(均等割② + 所得割⑧ - 定額減税額⑩)

= {(2,300円 + 130,600円 - 16,000円) + (3,500円 + 195,900円 - 24,000円)}

= 292,300円



所得税

国税

所得税は、個人の1年間の所得に対してかかる税金です。その人の1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの金額（課税される所得金額）に税率を適用して、税額を計算します。

1 納める人は

所得税を納める人は原則として個人ですが、源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある人（源泉徴収義務者）も該当します。

2 納める額は

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率 (表 4)} - \text{税額控除}}{\text{課税される所得金額}} = \frac{\text{所得税額}}{\text{基準所得税額}}$$

※ 平成 25 年から令和 19 年までの各年分については、所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める必要があります。

復興特別所得税額は、次の算式で求めることになります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

（表 4）所得税の税率（速算表）

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。

課税される所得金額に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

課税される所得金額（千円未満切捨て）	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上～330万円未満	10%	97,500円
330万円以上～695万円未満	20%	427,500円
695万円以上～900万円未満	23%	636,000円
900万円以上～1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上～4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

（注）1 平成 27 年分以後の所得税について適用される税率です。

2 例えば「課税される所得金額」が 650 万円の場合には、求める税額は次のようになります。

$$6,500,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = 872,500 \text{円}$$

3	納める方法は
---	--------

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し、納税することになっています。この手続を「確定申告」といいます。

○ 確定申告をしなければならない人

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除の額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

しかし、給与所得につき年末調整を受けた人で給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

○ 給与所得者で確定申告が必要な人

給与所得者の大部分の人は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税が精算されていますから、確定申告の必要はありません。

しかし、給与所得者であっても次のいずれかに当てはまる人は、原則として確定申告をしなければなりません。

(1) 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人

(2) 給与を1か所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人

(3) 給与を2か所以上から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える人

(注) 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除、基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。

(4) 同族会社の役員などで、その同族会社からの給与のほかに貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人

(5) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付などを受けている人

(6) 源泉徴収義務者にあたらぬ人から給与等の支払を受けている人

(7) 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

(注) 所得の金額の合計額には、例えば次のものは含まれません。

ア 非課税とされる所得

イ 確定申告をしないことを選択した配当等

ウ 利子所得のうち、源泉分離課税とされる利子等

エ 源泉徴収を選択した特定口座を通じて行った上場株式等に係る譲渡所得等のうち、確定申告をしないことを選択したもの

◎ 年金所得者に係る確定申告不要制度

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも所得税等の確定申告の必要はありません。

- (1) 公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）の収入金額が400万円以下
- (2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※1 この場合であっても、次の「確定申告をすると所得税が還付される場合」に該当するときは、還付を受けるための申告書を提出することができます。

2 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国年金等）の支給を受けている方は、この制度を適用できません。

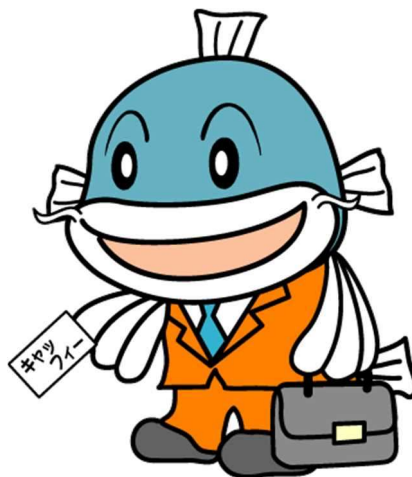
○ 確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をしなくてもよい場合でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告書を提出することができます。次のような場合は、税金が納め過ぎになっている場合があります。

- (1) 年間の所得が一定額以下であるとき
- (2) 年の途中で退職しその後就職しなかったため、年末調整を受けなかったとき
- (3) 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができるとき
- (4) 所得が公的年金等の雑所得のみで、生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けることができるとき
- (5) 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなったとき
- (6) 退職所得がある場合で、次のいずれかに該当するとき
 - ・退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になるとき
 - ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収され、その所得税等の源泉徴収税額が退職所得について再計算した税額を超えているとき

なお、給与所得者や年金所得者が還付申告をする際は、その他の各種の所得も申告が必要です。

ボク、滋賀県のイメージキャラクター、
キャッピーです。
よろしく！



個人事業税

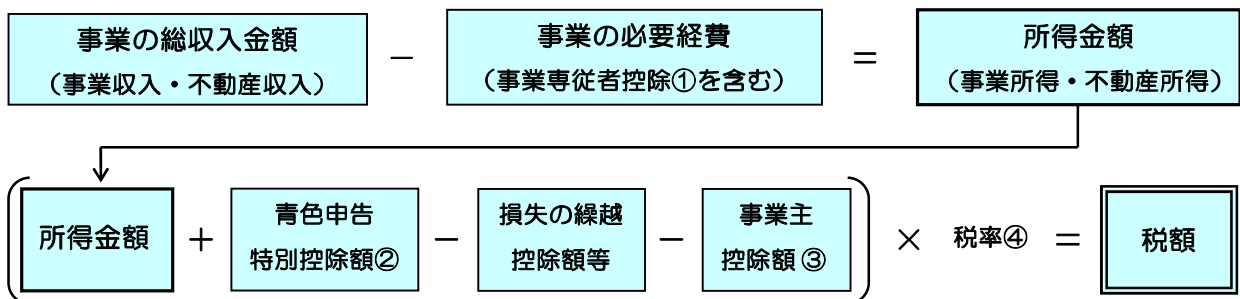
県税

個人事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に対し、所得を課税標準として課される税金です。

1 納める人は

県内に事務所・事業所を有して事業を行っている個人
 （事務所・事業所を設けない場合は、事業を行っている個人の住所または居所を事務所・事業所とみなします。）

2 納める額は



- ① 事業専従者控除 青色事業専従者…支払給与額
 白色事業専従者…次のいずれか低い額
 - ・ 1人あたり50万円（配偶者の場合は86万円）
 - ・ 事業所得÷（事業専従者の数+1）
- ② 青色申告特別控除額…所得税で青色申告特別控除を受けている場合のみ加算します。（最高65万円または10万円）
- ③ 事業主控除額…290万円（ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は月割額になります。）
- ④ 税率

事業の区分	事業の概要	税率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、駐車場業、製造業、請負業、飲食店業、代理業、その他一般の営業	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
第3種事業	医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、理容業、美容業、設計監督者業、その他の自由業	5%
	マッサージ・はり・きゅう等の事業、装蹄師業	3%

3 納める方法は

県から送付される納税通知書（納付書）によって8月、11月の2回に分けて納付します。ただし、税額が10,000円以下の場合は、8月に全額納付することになります。

個人事業税の納付は、口座振替や電子決済サービスの利用が便利です。
 口座振替や電子決済サービスの詳しい利用方法は、P. 72～73

法人住民税

県税 市町税

法人住民税は、県内に事務所または事業所を有する法人にかかる税金で、一般に「法人住民税」といわれます。これには、県民税と市町民税があり、それぞれに「均等割」と「法人税割」があります。

1 納める人は

法人等の区分	均等割	法人税割
県内に事務所または事業所を有する法人	○	○
県内に寮、宿泊所などの施設を有する法人で 県内に事務所または事業所を有しないもの	○	×

2 納める額は

<均等割>

- ・ 資本金等の額に応じて定額の負担をいただくもの

法人等の区分		法人市町民税 (市町により異なる場合があります。)	法人県民税
資本金等の額の区分	市町内の従業者数		
○ 公共法人(※1)および公益法人等(※2)のうち、均等割を課することができないもの以外のもの		5万円	20,000円 (22,200円)
○ 人格のない社団等(収益事業を行わないものは非課税)			
○ 一般社団法人および一般財団法人(非営利型法人で収益事業を行わないものは非課税)			
○ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの			
○ 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち市町内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの			
1千万円以下	50人超	12万円	
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50,000円 (55,500円)
	50人超	15万円	
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	130,000円 (144,300円)
	50人超	40万円	
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円	540,000円 (599,400円)
	50人超	175万円	
50億円超	50人以下	41万円	800,000円 (888,000円)
	50人超	300万円	

(※1) 法人税法別表第1に規定するものをいいます。

(※2) 地方税法第24条第5項・第294条第7項に規定するものをいいます。

(注) 法人県民税の()内の税率は均等割の税率の11%に相当する「琵琶湖森林づくり県民税」を含んだ額となっています。平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

< 法人税割 >

- 法人税(国税)の額に応じた負担をいただくもの

法人税額×税率

税率A:平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分
税率B:令和元年10月1日以後に開始する事業年度分

法人等の区分	法人市町民税(※)		法人県民税	
	税率A (注1)	税率B (注2)	税率A (注1)	税率B (注2)
資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、かつ課税標準となるべき法人税額(分割前の額)が一定額(注3)以下の法人	標準税率 9.7%	標準税率 6.0%	3.2%	1.0%
上記以外の法人	制限税率 12.1%	制限税率 8.4%	4.0%	1.8%

(※) 法人市町民税の実際の税率は、標準税率から制限税率の範囲内で、各市町が条例で定める税率になります。

(注1) 平成26年度税制改正により、地方法人税(国税)が創設されたことに伴い、法人税割の税率が引き下げられました。(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

(注2) 平成28年度税制改正により法人税割税率の更なる引下げ(標準税率3.2%→1.0%、制限税率4.2%→2.0%、本県超過税率4.0%→1.8%)が決まりましたが、この「地方法人課税の偏在是正」に係る改正の実施は、消費税率の引上げと併せて延期となり、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用されることとなりました。

(注3) 令和5年2月1日前に終了する事業年度 : 年5,000万円
令和5年2月1日以後に終了する事業年度 : 年2,000万円

3 納める方法は

法人の事業年度終了の日から2か月以内(申告期限の延長を認められた場合はその期限内)に、法人県民税は法人事業税と一緒に、法人の事務所・事業所などを管轄する県税事務所(滋賀県の場合は西部県税事務所)に申告し、納付します。

均等割のみを課される公益法人等は、毎年4月30日までに申告と納税を行うこととなっています。

また、法人市町民税は法人の事務所・事業所などが所在する市町に申告し、納付します。

法人事業税

県税

法人事業税は、法人が事業活動を行う上で受ける各種行政サービスに必要な経費の一部を負担していただく税金です。

1 納める人は

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人

2 納める額は

税率A : 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分
 税率B : 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度分
 税率C : 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度分
 税率D : 令和4年4月1日以後に開始する事業年度分

法人の種類	区分	税率(注1から3)			
		税率A	税率B	税率C	税率D
【外形標準課税対象法人】 資本金の額または出資金の額が1億円超の法人 (下記以外の法人)	付加価値割	1.2%			
	資本割	0.5%			
	所得のうち	年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円を超え 800万円以下の金額	0.5%	0.7%	
		年800万円を超える金額	0.7%	1.0%	
3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	0.7%	1.0%			
・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ・ 公益法人等 ・ 投資法人等	所得のうち	年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
		年400万円を超え 800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
		年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
	資本金の額または出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	6.7%	7.0%		
特別法人 ・ 協同組合 ・ 信用金庫 ・ 医療法人等	所得のうち	年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
		年400万円を超える金額	4.6%	4.9%	
	特定の協同組合等の所得のうち 年所得10億円超の金額	5.5%	5.7%		
	資本金の額または出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	4.6%	4.9%		
収入金課税法人 ・ 電気供給業 (発電事業等、小売電気事業等および 特定卸供給事業(注4)以外) ・ ガス供給業 ・ 生命・損害保険業	収入金額	0.9%	1.0%		
電気供給業のうち ・ 発電事業等 ・ 小売電気事業等 ・ 特定卸供給事業(注4) を行う法人	資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人				
	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
	資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等				
	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
所得				1.85%	
ガス供給業のうち ・ 特定ガス供給業 を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.48%	
	付加価値割				0.77%
	資本割				0.32%

(注1) 令和元年度税制改正により、新たな地方法人課税の偏在是正制度である「特別法人事業税」が創設されることに伴い、地方法人特別税廃止による復元後の法人事業税の税率が引き下げられました。

(注2) 令和2年度税制改正により、電気供給業のうち発電・小売電気事業を行う法人に係る課税方式が見直されたことに伴い、令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注3) 令和4年度税制改正により、大法人に対する所得割の軽減税率およびガス供給業に係る収入金額課税が見直されたことに伴い、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注4) 令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

☆法人事業税に外形標準課税が導入されています。

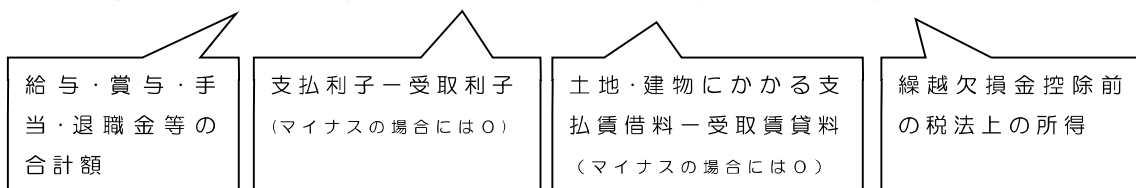
○ 景気の影響を受けず税収の安定化を図り、また広く薄く公平な税制度を実現するために、平成16年4月1日以後開始する事業年度から、資本金1億円を超える普通法人を対象として外形標準課税が導入されています。

○ 法人事業税には、「所得割」・「付加価値割」・「資本割」・「収入割」がありますが、外形標準課税は、このうち「付加価値割」・「資本割」部分を指します。

<付加価値割額の算出方法>

◎ 付加価値割額 = 付加価値額 × 税率

付加価値額 = (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度損益



<資本割額の算出方法>

◎ 資本割額 = 資本金等の額 × 税率

3 納める方法は

法人県民税と一緒に、法人の事務所・事業所を管轄する県税事務所（滋賀県の場合は西部県税事務所）に申告し、納付します。

特別法人事業税

国税

特別法人事業税は、令和元年度税制改正にて、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な問題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、法人事業税の一部を分離し、創設された国税です。法人事業税と併せて県が課税します。

1 適用期日

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

2 納める人は

法人事業税(所得割または収入割)の納税義務者

3 納める額は

法人事業税額(所得割額または収入割額) × 税率

税率 A: 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度分
税率 B: 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに開始する事業年度分
税率 C: 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分

区 分	税率(注 1 および 2)		
	A	B	C
付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課される法人	260.0%	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課される普通法人等	37.0%	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課される特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
収入割額によって法人事業税を課される法人	30.0%	30.0%	30.0%
収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額または収入割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課される法人(電気供給業のうち発電事業等、小売電気事業等および特定卸供給事業を行う法人)		40.0%	40.0%
収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額によって法人事業税を課される法人(ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人)			62.5%

(注 1) 令和 2 年度税制改正により、電気供給業のうち発電・小売電気事業を行う法人に係る課税方式が見直されたことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注 2) 令和 4 年度税制改正により、大法人に対する所得割の軽減税率およびガス供給業に係る収入金額課税が見直されたことに伴い、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

4 納める方法は

法人事業税と一緒に、法人の事務所・事業所を管轄する県税事務所(滋賀県の場合は西部県税事務所)に申告し、納付します。

5 都道府県への譲与

特別法人事業税の税収は、都道府県に「特別法人事業譲与税」として譲与されます。各都道府県に対する譲与額は、各都道府県の人口であん分することとなっています。



地方税電子申告システム「*eLTAX*」をご利用ください！ ～これからは“地方税”もインターネットでカンタン申告～

◇ エルタックスとは

地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。



◇ *eLTAX* 利用によるメリットは？

- 1 *eLTAX* のサービスは無料で利用できる！
- 2 自宅やオフィスから手続きできる！
- 3 複数の地方公共団体への申告納付を一度にまとめて行える！
- 4 無料の専用ソフト「PCdesk」で申告書を簡単に作成できる！
- 5 セキュリティ対策も万全！



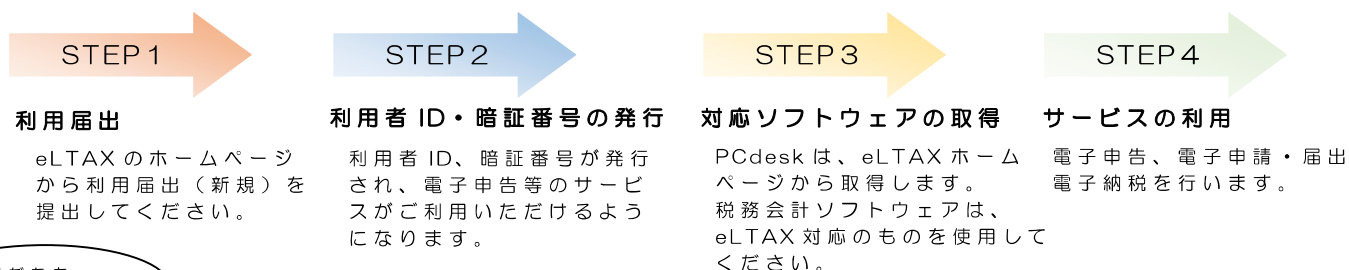
◇ *eLTAX* で行える手続きは？

- | | | |
|---|--|---|
| <p>① 電子申告対象税目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税（償却資産） <input type="checkbox"/> 個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続） <input type="checkbox"/> 事業所税 | <p>② 電子申請・届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法人設立届出や異動届出等 <input type="checkbox"/> 申告手続きに関連した申請・届出手続き <input type="checkbox"/> 事業所等新設・廃止申告 | <p>③ 電子納税（地方税共通納税システム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申告手続きに関連した納付手続き
※ 固定資産税（償却資産）を除く |
|---|--|---|



（注）地方公共団体ごとの提供サービスについては、*eLTAX* ホームページでご確認ください。

◇ *eLTAX* ご利用の流れ



詳しくは *eLTAX* ホームページをご覧ください。



エルタックス

検索

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX の利用可能時間 8:30～24:00（土日祝、年末年始 12/29～1/3 は除く。）

法人税

国税

1 納める人は

株式会社、協同組合などの法人

2 納める額は

「所得金額」 × 「税率」 = 「納める税額」

※所得金額 = 益金の額 - 損金の額

※税率

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開始する事業年度			
法人組織区分		所得金額	
		年800万円以下	年800万円超
普通法人	○株式会社、合資会社、合名会社、合同会社、特例有限会社 ○一般社団法人、一般財団法人【非営利型法人以外】 ○医療法人（社会医療法人、特定医療法人を除く） ○相互会社 ○その他の普通法人	期末時の資本金の額等が1億円超の法人及び相互会社	23.2%
		その他の法人	15% 23.2%
	○特定医療法人		15% 19%
公益法人等	○社会医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、その他の公益法人等		15% 19%
	○公益社団法人、公益財団法人 ○一般社団法人、一般財団法人【非営利型法人】 ○認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合等		15% 23.2%
協同組合等			15% 19%
特定の協同組合等			(年10億円超 22%)
人格のない社団等			15% 23.2%

3 納める方法は

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告し、納めます。

地方法人税

国税

地方法人税は、法人税を納める法人が、基準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額を法人税と同時に税務署に申告・納付します。

地方法人税の税収は、地方交付税の原資とされます。

鉱区税

県税

鉱区税は、鉱物を採掘する権利を与えられている人に課される税金です。

1 納める人は

県内に石灰石、長石、金、マンガンなどの鉱区の鉱業権を所有している人

2 納める額は

●砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区・・・面積100アールごとに年200円

採掘鉱区・・・面積100アールごとに年400円

（石油・天然ガスを目的とするものは、上記の税率の3分の2）

●砂鉱を目的とする鉱区・・・面積100アールごとに年200円